

別表1：平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状（旧免許状）を持つ方の最初の修了確認期限

【表の見方】 各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、更新講習の受講期間をご確認ください。

（例） 昭和43年5月1日生まれの教諭の方は、④の欄に該当するため、最初の修了確認は平成26年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成24年2月1日から平成26年1月31日までの間となります。

	受講対象者の生年月日	更新講習受講期間 免許更新手続き期間	最初の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成21年4月1日～ 平成23年1月31日	平成23年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日、 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日、 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日	平成24年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日、 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日、 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	平成25年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日、 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日、 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日	平成26年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日、 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日、 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日	平成27年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日、 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日、 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	平成28年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日、 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日、 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	平成29年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日、 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日、 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	平成30年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日、 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日、 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	平成31年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日、 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日、 昭和59年4月2日～	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日	平成32年3月31日

別表2：平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状（旧免許状）を持つ方の最初の
修了確認期限

【表の見方】 各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の
修了確認期限、更新講習の受講期間をご確認ください。

（例）平成18年2月28日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当
するため、最初の修了確認期限は、平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期
間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

	免許状を授与された日	更新講習受講期間 免許更新手続き期間	最初の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普 通免許状を授与された旧免許状所持者	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	平成28年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日 までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	平成29年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日 までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	平成30年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日 までに栄養教諭の普通免許状を授与さ れた旧免許状所持者	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	平成31年3月31日